

○厚生労働省令第五十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八十四条の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(大都市の特例) 第二十四条 生活保護法施行令第十一条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条(第二項、第四項及び第五項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、第十二条まで、第十四条(第三項及び第四項に限る。)、及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(大都市の特例) 第二十四条 生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条(第二項、第四項及び第五項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、第十二条まで、第十四条(第三項及び第四項に限る。)、及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。